川崎市公告第1349号

入　札　公　告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和８年１０月２１日

川崎市長　　福　田　　紀　彦

１　競争入札に付する事項

(1) 件名

令和８～１２年度川崎市立日吉小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立日吉小学校

(3) 履行期間

令和９年３月２５日から令和１３年３月２４日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

２　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）第２条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和７・８年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア　令和８年９月１日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和８年９月１日現在において不履行のないこと。

イ　令和５、令和６、令和７年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があって不履行がなく、かつ、令和８年度の受託実績が３校以上あって令和８年９月１日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育

学校前期課程又は特別支援学校において、令和３年４月１日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和３年４月１日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

３　競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、３(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務における受託事業者の募集について」（https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000181603.html）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争入札参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒２１０－０００５　川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所南庁舎７階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室　植松、増田、石川担当
電　話：０４４－２００－３２９９・３８９４（直通）
メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和８年１０月２１日（水）から令和８年１０月２８日（水）までの午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和８年１０月２８日（水）まで必着とします。

４　資料の縦覧

３(1)の場所、３(2)の期間で縦覧に供します。

５　競争入札参加資格確認通知書の交付

上記３により、競争入札参加申込書を提出した者には、令和８年１１月２日（月）午後５時までに競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、自動的にメールで配信します。

また、競争入札参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

６　仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒２１０－０００５　川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所南庁舎７階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室　植松、増田、石川担当
電　話：０４４－２００－３２９９・３８９４（直通）

メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和８年１１月２日（月）午前８時３０分～令和８年１１月１０日（火）午後５時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和８年１１月１６日（月）までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争入札参加資格があると認められた者全社宛てにメールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

７　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

８　入札の手続等

(1) 入札の方法

ア　入札会場に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ　入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ　入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ　入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ　落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア　日時　　令和８年１１月２７日（金）　午後２時００分

イ　場所　　川崎市川崎区東田町５番地４
　　川崎市役所南庁舎１８階第５会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第９条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわら

ず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第９条第１項第２号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の２パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第１４条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は、無効とします。

９　契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第３３条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第３３条第１項第５号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の１０パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、３(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

１０　報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

１１　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は３(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第６条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。